最終更新日：2016年3月17日
太洋工業株式会社
代表取締役社長　細江 美則
問合せ先：経営企画部　TEL: 073-431-6311
証券コード：6663
http://www.taiyo-xelcom.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業としての社会的存在意義を意識し、常に探求心を持って、確固たる技術力・品質により顧客の信頼を得ることを基本に企業活動を行うことであります。また、株主や投資者へのアカウンタビリティを経営上重要な事項と認識し、経営及び業務に関する幅広い情報をタイムリーに開示するとともに、持続的な成長、発展を通し、企業価値を増大させ、社会、お客様、そして株主の皆様から継続的に信頼を得られる企業グループになることを目指しております。

当社グループは、企業価値を継続的に向上させるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題であると認識しており、適正な経営の意思決定を図り、効率的かつ健全な業務執行を行うべく、経営チェック機能の充実に努めております。また、取締役会を事業構造改革の機能並びに業務執行の監督機能を担うものと位置づけ、取締役会において、より活発で十分な議論がなされ、的確かつ迅速な意思決定が行えるように構成員数の適正化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社細江ホールディングス	1,600,000	27.35
細江　美則	700,520	11.97
細江　正大	480,000	8.21
太洋工業従業員持株会	338,624	5.79
株式会社紀陽銀行	290,000	4.96
紀陽興産株式会社	240,000	4.10
紀陽リース・キャピタル株式会社	150,000	2.56
小川　由晃	113,000	1.93
旭東電気株式会社	102,800	1.76
細江　恵津子	60,600	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
尾崎　武久	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾崎　武久	○	社外取締役 当社株式を800株所有しており、また、2004年12月に当社の取引先である株式会社勝僖梅に入社後、2007年２月から2012年１月まで代表取締役社長に就任しておりましたが、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	地方行政に携わった豊富な経験に加え、株式会社勝僖梅の代表取締役社長など要職を歴任する中で培った経営全般にわたる知識と経験から、社外取締役としての役割を十分に果たせるという判断から選任しております。また、独立性に関しても一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査計画について、会計監査人からあらかじめ報告を受け、監査及び四半期レビューにおいて生じた問題等に関する聴取を適宜行うとともに、各決算終了後の監査報告会において監査結果の報告を受ける等の情報交換により、連携を確保しております。外部監査人として会計情報を中心に監査を実施する会計監査人は、正確な社内情報や業界情報を入手することには限界があるものの、常に会社の経営者や経営幹部と接触するとともに、企業の内部情報や業界情報に精通している常勤監査役及び経営企画部との密接な連携を確保しております。また、常勤監査役は経営会議をはじめとする社内の重要な会議に出席し、各部門長より事業の現況を監査計画に基づき定期的に報告を受け、内部監査部門及び内部統制部門と連携をとり、往査及び重要文書等の閲覧を中心に監査を実施しております。更に、監査役は定期的に内部監査の結果について報告を受け、必要に応じて常勤監査役は内部監査に同行し、内部監査の状況を監視しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
崎前　和夫	他の会社の出身者										△			
山口　修	弁護士													○
深津　康之	公認会計士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
崎前　和夫	○	常勤監査役 当社株式を4,600株所有しており、また、2011年2月まで当社の取引先である日興コーディアル証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）の業務執行者として勤務しておりましたが、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	金融機関における長年の実務経験や豊富な知見を有しており、幅広い見識に基づいた様々な観点から客観的に監査役としての役割を十分に果たせるという判断から選任しております。また、独立性に関しても一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
山口　修	○	当社株式を3,300株所有しておりますが、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	弁護士の資格を有しており、その知識、経験を活かし独立かつ中立の立場から客観的に監査役としての役割を十分に果たせるという判断から選任しております。また、独立性に関しても一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
			公認会計士の資格を有しており、その知識、経験を活かし独立かつ中立の立場から客観的に

深津　康之	○	当社株式を3,300株所有しておりますが、当社との間にそれ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	監査役としての役割を十分に果たせるという判断から選任しております。また、独立性に関しても一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

企業経営への意識が高まり、かつ業績向上のインセンティブになるという考え方の下、過去にストックオプション制度の導入を行っておりました。再度、導入を検討することとなる場合には、当社グループの業績向上、とりわけ株主価値の向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的に検討してまいりたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告においては、取締役及び監査役の報酬等の総額として、取締役・監査役別に各々の総額を開示するとともに、社外取締役・社外監査役別に各々の総額を開示しております。また、有価証券報告書においては、取締役及び監査役の報酬等の総額として、取締役・監査役（社外役員を除く。）別に各々の総額を開示するとともに、社外役員の総額を開示しております。
なお、事業報告は定時株主総会招集ご通知として、当社ホームページに掲載しており、2015年12月期における取締役及び監査役に支払った報酬等の総額は、以下のとおりであります。
・取締役に対する報酬等の総額51百万円（うち社外取締役1百万円）
・監査役に対する報酬等の総額10百万円（うち社外監査役10百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会でご決議いただいた報酬総額の限度額の範囲内において、社内規程に基づき決定しております。
取締役の報酬額は、役位に応じた役付部分と、役位ごとの基準金額をもとに中期的な企業価値増大に向けて職責を負うこと及び前事業年度の業績・経営環境等を勘案した上で加減される部分により、構成されております。なお、加減額については、取締役会において決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役及び社外監査役を補佐する専従スタッフは配置しておりませんが、経営企画部がその役割を担っております。社外取締役や非常勤の社外監査役は社内状況や重要な情報を把握しにくいことから、必要に応じて常勤監査役又は経営企画部が、直接社外取締役や非常勤の社外監査役に対し報告・説明を行うなど、全般的な支援体制を整えております。
また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役、経営企画部長等の指揮命令を受けないことを業務分掌規程に規定することでこれを徹底しており、監査役の指示に基づきその業務を行う体制であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

当社の経営上の重要事項決定機関である取締役会は、本書提出日現在社内取締役4名（うち女性0名）、社外取締役1名（うち女性0名）で構成されており、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行う他、業務執行の監督を行っております。

監査役監査については、常勤監査役1名（うち女性0名）及び非常勤監査役2名（うち女性0名）の社外監査役3名は取締役会に出席することにより、議事運営及び決議内容等を監査し、積極的に意見表明を行っております。

内部監査については、経営企画部が担当しております。同部の人員は本書報告日現在4名で構成されております。具体的な業務として、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務運営及び財産管理の実態を調査し、各部署の所管業務が法令、定款、社内規程、諸規則、マニュアル及び内規に従い、適正かつ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を当社社長に報告するとともに適切な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上を図り、不正及び事故等の発生を未然に防止すべく内部監査を実施しております。最近1年間においては、経営企画部が年度監査計画書を作成し、それに基づき当社の子会社を含めた全部署を対象に業務監査を実施いたしました。その際の指摘事項については、対象部署に対し改善要求勧告を行い、当該部署より「内部監査改善要求に関する回答書」の提出を義務づけ、次回内部監査時に回答書の改善実施状況をチェックすることで改善策の実行を徹底し、再発防止に努めております。

会計監査については、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査についての契約を、新日本有限責任監査法人と締結しております。同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。なお、2015年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名は、遠藤尚秀氏及び栗原裕幸氏であり、継続監査年数はいずれも7年以内であります。監査業務に関する補助者の構成は公認会計士5名、その他4名であります。

取締役会の諮問機関として、取締役2名以上、監査役1名以上、業務部門長、総務部門長、及び取締役会が承認した者を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、定例開催は6ヶ月に1回、臨時開催は必要に応じて開催して当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化を図っております。

各部門の業務執行に関する調整を行う機関として、取締役、常勤監査役及び各部門長、並びに子会社の代表者及び取締役をメンバーとする経営会議を毎月1回定期開催しており、当社グループの経営課題に関する重要な事項を協議しております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約は締結しておりませんが、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結できる旨を、定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の経営上の重要事項決定機関である取締役会は、本書提出日現在5名（うち女性0名）の取締役（うち1名は社外取締役）で構成されております。社外取締役は1名でありますが、豊富な知見に基づいた適切な助言を受けるなど取締役会における議論のさらなる活性化が図られていることから、取締役相互による取締役会の意思決定と業務執行に対する監督機能の一層の強化に繋がっております。また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ柔軟に高度な経営戦略を決定できる業務執行体制を築くために、経営の監督を行う取締役会と業務執行を担う執行役員を分離してそれぞれの役割分担を明確にする執行役員制度を導入しており、執行役員は2名（うち女性0名）であります。比較的少数の取締役により構成される取締役会の迅速な意思決定と特定の事業分野毎に責任をもつ執行役員の機動的な業務執行によりコーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、効率的な経営の実現と競争力の強化を目指します。

監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の社外監査役で構成されております。監査役は取締役会の他、社内の重要な会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立の経営監視機能が重要であると考えており、社外取締役による監督及び監査役全員を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化して社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能は十分に機能する体制が整っていると認識しており、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年12月期においては、3月17日の定時株主総会に対し、招集通知を2月25日に発送しており、定時株主総会開催日の3週間以上前を目途に発送することで、株主の議決権行使に考慮しております。また、招集通知を発送する1週間前にあたる2月19日にTDnet及び当社ホームページにおいて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	12月が決算月であり、しかも決算日が月末でないため、株主総会開催日の分散化が必然的に図れており、かつ投資家の繁忙期が回避されていることから、本社立地の制約に起因する実出席の難しさを別にすれば、株主の議案検討、議決権行使は相対的に容易であると思われます。
その他	株主総会において、スライドを用いた説明を行い、参加いただく株主に理解しやすい説明を行っております。また、株主総会招集通知を当社ホームページのIR情報に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社のホームページの経営方針に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト及び機関投資家を対象とした決算説明会を2016年2月10日に開催しております。 また、代表取締役社長による決算内容及び事業概要の説明の他、質疑応答の時間を設けております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを設け、事業内容に関連する事柄について紹介する他、決算関連資料等の適時開示資料、プレスリリース、会社説明会資料及びコーポレート・ガバナンスの状況等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署を経営企画部とし、IR担当役員を代表取締役社長としております。 また、IR事務連絡責任者を経営企画部長としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理憲章及びコンプライアンス・マニュアルを制定し、各ステークホルダーの立場を尊重する旨を明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2001年6月にISO14001を取得しており、環境保全活動推進に全従業員が一丸となって取組んでおります。また、企業が社会の一員であることを深く認識し、社会貢献、災害への支援等を積極的に行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーのもと、適時、適切な情報を公平にお届けするために当社のホームページ内にIRサイトを設け、積極的に各種情報の提供に取組んでおります。
その他	限られた人材の中で従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮することで大きな戦力を得ることを目的とした人材活用、特に女性従業員の有効活用が今後の経営戦略の重要な一つであると考えており、女性従業員の活用を推進することを目的としたプロジェクトチームを発足し、職場環境・風土の改善やワークライフバランスの実現に向けた社内制度改革等に取組んでおります。 具体的には、法定を上回る育児休暇制度の制定、柔軟な勤務時間の設定や半休制度の導入等があります。また、女性従業員の育成・登用に関しては、指導的地位の女性を2020年度末に7名、2025年度末には14名とすることを社内数値目標として掲げております。その達成に向けては、従業員に対して男女の経験・キャリア意識の差を埋める働きかけを続けるとともに、採用や昇格等において性別に関係なく実力や成果に応じた評価が行われる仕組みづくりに取組んでおります。 なお、当社における指導的地位の女性従業員は、2015年度末現在4名であります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、法令遵守体制、リスク管理体制等、当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針を決議しており、コーポレート・ガバナンスの基盤となるコンプライアンス（法令・規範の遵守）についても、「法令等遵守規程」を制定し、経営トップから各従業員に至るまで、周知徹底を図っております。

当社の組織は、管理部門（経営企画部・経理部・総務部・業務部）、事業部門（営業部門・製造部門等）に分かれております。これにより管理部門と事業部門との内部牽制及び内部管理機能の強化を図るとともに、事業部門内の各部門間においても内部牽制及び内部管理体制を充実したものとしております。管理本部において、経営企画部との連携により社内諸規程の運用管理、整備等を行っており、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備するとともに、関係法令の改正や内部組織の改編、変更とそれに伴う内部組織機能の変更に応じて、社内規程の見直しを随時行っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行っており、当社グループにおける経営の適正かつ効率的な運用を行う体制となっております。なお、業務部において構築した内部統制システムを運用し、適時適切な見直しを実施しております。

当社グループ全体の内部牽制強化を図る部門としては、社長直属の経営企画部がその職務を担当しており、経営管理情報の管理、情報開示等を行う一方で、内部監査業務も行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社長を中心にコンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、全ての法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にそむくことのない、誠実、公正かつ透明な企業活動を継続するため、「法令等遵守規程」を定めており、その一つとして、反社会的勢力との対決を掲げております。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断に取組み、不当要求行為に対しては毅然とした態度で対応するものとし、その旨を企業倫理憲章において定め、経営トップから各従業員に至るまで、周知徹底を図っております。

整備状況については、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防止するために、仕入先、外注先、販売先について、ホームページ等で可能な限り情報収集、調査を行っております。また、新規取引及び更新段階において各申請書の書式にチェック項目を設けて反社会的勢力との関係がないことの確認を徹底しております。更に、対応部門を総務部とし和歌山県企業防衛連絡協議会に加盟することで関係機関及び他企業との連携を密にしており、万一問題が発生した場合においても、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

本書報告日現在買収防衛策の導入は行っておりません。しかしながら、将来、導入を検討することとなる場合には、投資者保護の観点等についても十分に配慮した上で、慎重に検討してまいりたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・当社グループにおいて、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のために検討すべき課題は、当面以下の４点であると認識しており、具体的な取組み内容については以下のとおりであります。

(1) 業績目標と経営者の責任体制の強化

コーポレート・ガバナンスの目的の一つは、経営者に対して明確な企業業績目標を与えるとともに、経営者がそれを責任もって実現する体制を確保することにあると考えております。経営者は取締役会による決定を確実に遂行するとともに、経営状況について開示すべき会社情報を適時、適切に開示し、IR活動により株主をはじめ企業のステークホルダーに常に明らかにする等の透明性を確保することにより、高い倫理観をもった意思決定を行い経営者の責任体制の強化につなげております。

(2) 取締役会の構成と機能の充実

定款に定めた取締役数は10名でありますが、経営の意思決定の迅速化を図るため、緊急を要する経営課題にも機動的に対応できる体制をとっております。その中で、できる限りの経営判断情報、課題等を迅速に取締役全員で共有し、議論を行っております。

(3) 内部統制の充実

内部統制の仕組みの一つとして内部監査業務を経営企画部が担当しており、必要な監査及び調査を定期的に実施しております。内部監査体制強化のため経営企画部以外の管理部門課員の応援を得る他、将来的には独立した内部監査部門を設置したいと考えております。

(4) 株主・一般投資家へのIRレベルの向上

株式公開企業として、株主、一般投資家へ積極的に必要かつ十分なアカウンタビリティが生じることは当然ながら、これに留まらず、広く一般社会に対するそれも重要であると認識しており、IRレベルの向上のために、IR担当役員である社長を筆頭にIR担当部署である経営企画部の部員は、積極的にIR活動を行うことにより経験、トレーニングを重ねております。また、外部団体の主催するIRセミナーや講習会に参加することによりレベル向上に取組んでおります。

・適時開示体制の概要については、適時開示担当部署を経営企画部とし、管理部門である総務部、経理部及び業務部と逐次連携をとりながら適時開示を行っております。担当人員については、主として経営企画部員としております。適時開示に係る情報開示担当役員は、取締役管理本部長が担当しております。適時開示担当部署は、情報開示担当役員を補佐し、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従って適時開示を実施する他、適時、適切な情報開示を行うために適時開示に係る社内体制の維持、向上に努めております。適時開示の実施は、適時開示担当部署が適時開示情報伝達システムを通じての株式会社東京証券取引所への提出及び報道機関への伝達、並びに記者クラブへの投函を行う等、公平、迅速かつ広範な開示を行っております。また、株式会社東京証券取引所での開示処理後、速やかに当社ホームページにも掲載しております。なお、適時開示の実施は、情報の種類によって次の手順により行っております。

(1) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報に該当あるいは該当する可能性のある事項が発生した場合は、情報開示担当部署が所管部署より情報を一元的に収集し、情報開示担当役員に報告、協議いたします。開示が必要と判断された情報については、社長の承認を得て速やかに情報開示を行います。

(2) 決定事実に関する情報

会社の重要な施策に係る決定事実に関する情報は取締役会の承認後速やかに適時開示を行います。

(3) 決算に関する情報

本決算及び四半期決算に係る情報は、取締役会の承認後速やかに適時開示を行います。業績予想の修正については、業績予想に重大な影響を与えることが明らかになった時点で、取締役会の承認後速やかに適時開示を行います。

【コーポレート・ガバナンス体制】

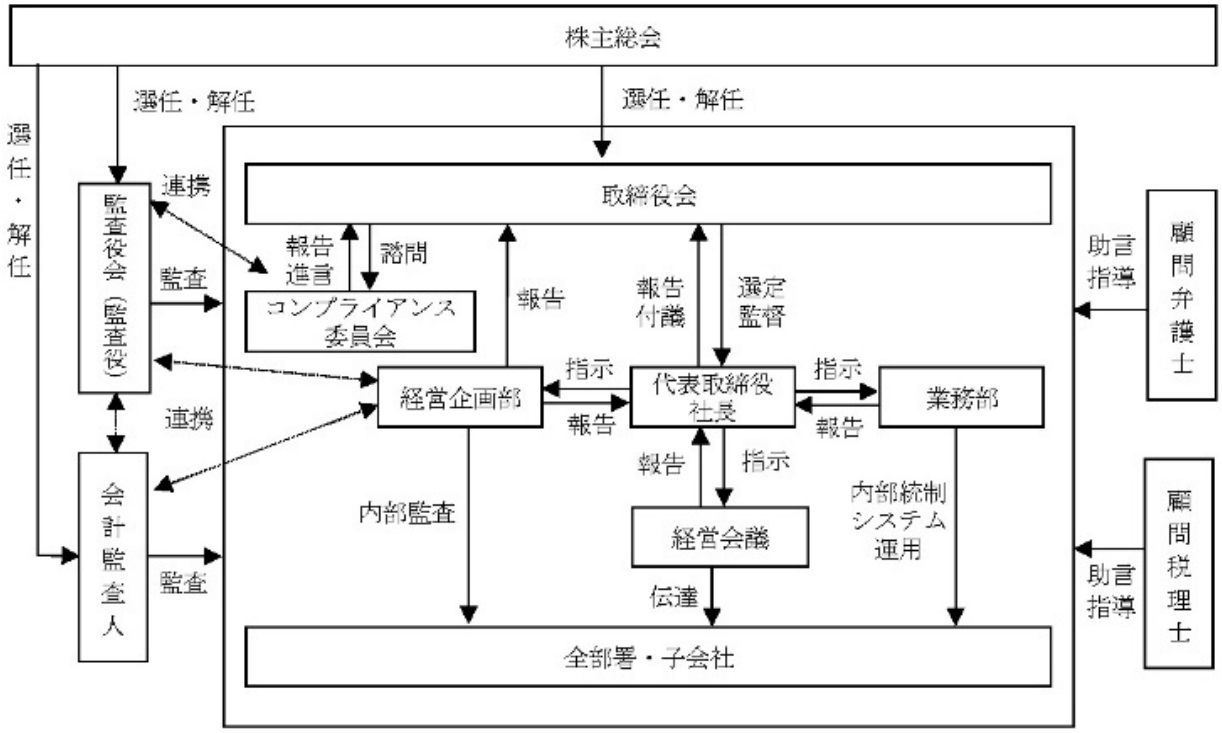

【適時開示体制】

